育児·介護休業制度等

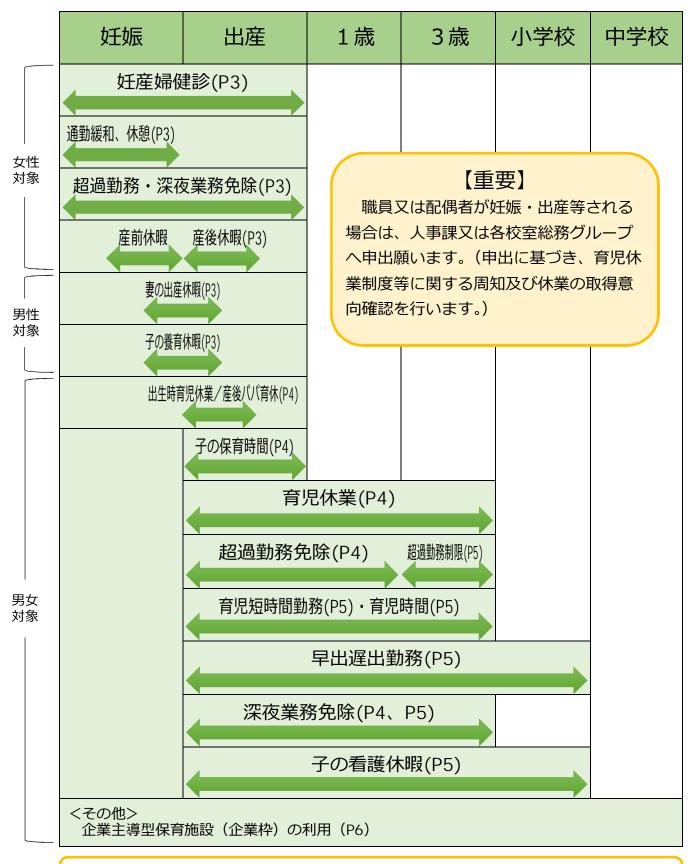
パンフレット

令和5年3月

男女共同参画推進会議

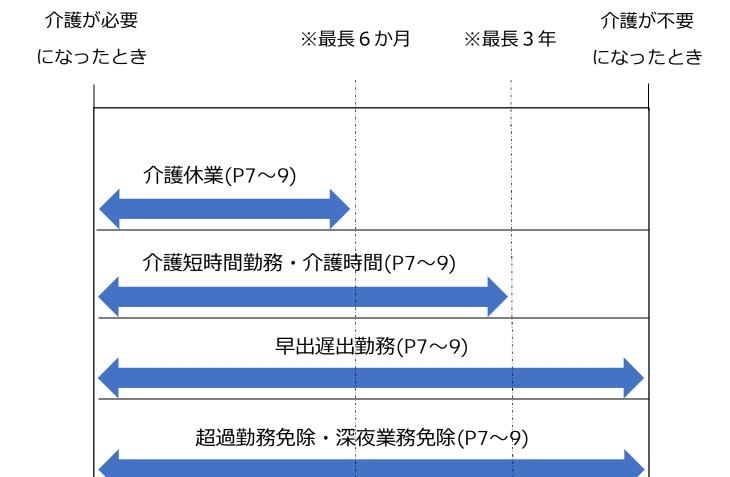


出産・育児に関する休暇・休業制度の期間



大学教員の育児休業期間等については、代替非常勤講師の措置による支援があります。詳しくは人事課又は各校室総務グループへお尋ねください。

介護に関する休暇・休業制度の期間



※ 介護が必要でなくなった時点で終了します。

大学教員の介護休業期間については、代替非常勤講師の措置による支援があります。教育企画課又は各校室教育支援グループへお尋ねください。

介護休暇(P7~9)

育児・出産のための諸制度

○女性対象の制度 ●男性対象の制度

く妊娠がわかったら利用できる制度>

O妊産婦の保健指導、健康診査のための休暇

母体保護のため、市町村の保健指導や健康診査を受けるときはそれぞれ1日の範囲内 で取得できます。



※医師の指示がある場合には、その都度休暇が取得できます。

〇通勤緩和

妊娠中の女性職員について、交通機関の混雑が本人又は胎児の健康保持に影響がある と認められるときに取得できます。(1日を通じて1時間以内)

〇休憩

妊娠中の女性職員について、業務が本人又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに取得できます。

○超過勤務・深夜業務の免除

妊娠中の女性職員が申し出た場合、超過勤務及び深夜業務が免除されます。

〇産前休暇

出産予定日から8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前まで取得できます。

〇産後休暇

出産日の翌日から8週間(医師が認めた場合は6週間まで短縮可)取得しなければなりません。

●妻の出産に伴う休暇

男性職員の妻(事実婚でも可)が出産のため病院に入院した日から出産日の2週間後までの間で、付き添いや出生の届出のために最大2日間取得できます。

●子の養育に伴う休暇

男性職員の妻が出産する場合、出産予定日の6週間前の日から出産の日から8週間を経過する日までの間で、出生した子又は小学校就学前の子を養育する場合最大5日間取得できます。

〈子の出生予定日~出生後8週間まで利用できる制度〉

○●出生時育児休業(産後パパ育休)

子の出生予定日〜出生後8週間を経過する日の翌日まで、2回以内で合計8週間までの範囲内で、勤務を休むことができます。

※ 非常勤職員は出生後8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに雇用期間が終了し、契約更新の見込みがない場合は申し出できません。

【雇用保険の出生時育児休業給付金について】

4週間(28日)以内までの範囲で取得されたものが受給要件となりますので、 これを超えた期間の出生時育児休業は給付対象外となっており、通常の育児休業給付金 を申請することになります。

また、出生時育児休業給付金の支給日数は、通常の育児休業給付の支給期間180日に通算されます。

受給にあたっては要件がありますので、厚生労働省の HP 等でご確認ください。

<子が0歳~1歳になるまで利用できる制度>

○●子の保育時間

授乳や託児所の送迎などを行う必要がある場合、1日2回までそれぞれ30分取得できます。

〇超過勤務・深夜業務の免除

産後1年を経過しない職員が申し出た場合、超過勤務及び深夜業務が免除されます。

<子が0歳~3歳になるまで利用できる制度>

○●育児休業

子が3歳になるまで(非常勤職員は子が1歳になるまで)、育児のため勤務を休むことができます。

- ※ 非常勤職員は雇用されて1年未満の場合や子が1歳6か月になるまでに雇用期間が終了し契約更新の見込みがない場合は申し出できません。
- ※ 給与の支給はありませんが、育児休業給付金については別途雇用保険より、最 長で子が2歳になるまで(1歳に達した後は条件つき)支給されます。

受給にあたっては要件がありますので、厚生労働省の HP 等でご確認ください。

○●超過勤務・深夜業務の免除

子が3歳になるまで、職員が申し出た場合、超過勤務が免除されます。

<子が0歳~小学校に入学するまで利用できる制度>

○●育児短時間勤務

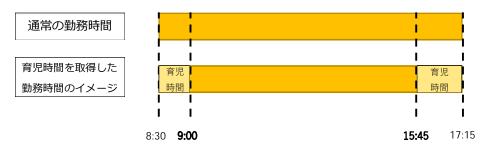
子が小学校に入学するまで1日の勤務時間を3時間55分又は4時間55分に短縮することができます。

○●育児時間

子が小学校に入学するまで(非常勤職員は子どもが3歳になるまで)、1日最大2時間の範囲内で育児のため勤務を休むことができます(勤務時間が6時間以下の職員は除く)。

勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分単位で取得できます。

育児時間の取得イメージ



○●超過勤務の制限

子が小学校に入学するまで、職員が申し出た場合、月24時間を超える超過勤務が制限されます。

○●深夜業務の免除

子が小学校に入学するまで、職員が申し出た場合、深夜業務が免除されます。

<子が0歳~中学校に入学するまで利用できる制度>

○●子の看護休暇

中学校入学前の子の看護(ケガ、または病気になった子の世話)や予防接種・健康診断が必要となった場合、年10日(子が2人以上いる場合は年20日)取得できます。

○●早出遅出勤務

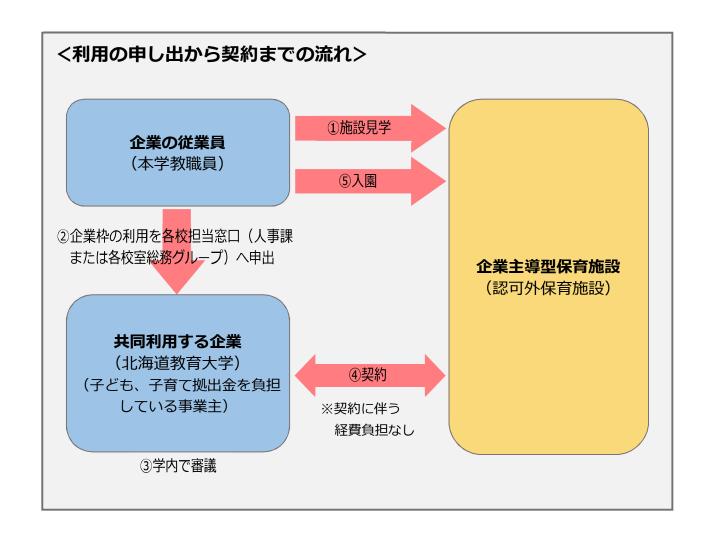
子が中学校に入学するまで、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することができます。

また、休憩時間を45分に短縮し、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することもできます。休憩時間の短縮については子の年齢制限はありません。

○● <企業主導型保育施設(企業枠)の利用>

近年、認可保育所の入所が難しい状況を受け、内閣府から企業主導型保育事業の助成を 受けている保育施設への入所にあたり、本学と保育施設が契約を結ぶことにより、企業枠 の利用をすることが可能です。(令和元年9月から)

職員が利用したい保育施設がある場合、申し出にあたっては必ず事前に施設見学を行った上で、早めに各校担当窓口までご相談ください。具体的な契約内容は施設ごとに異なるため、職員から申し出があった場合は、個別に協議を行います。



※最新の企業主導型保育施設一覧は公益財団法人児童育成協会 HP を参照ください。 (https://www.kigyounaihoiku.jp/)

介護支援のための諸制度

※制度利用にあたって

「対象家族」が「要介護状態」である場合に制度を利用することができます。

◇「対象家族」

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。)
- (2) 父母
- (3)子
- (4)配偶者の父母
- (5)祖父母,兄弟姉妹及び孫
- (6) 上記以外の家族で大学が認めた者

◇「要介護状態」

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のことで、要介護認定を受けていなくても、介護休業の対象となり得ます。

常時介護を必要とする状態については、判断基準が定められており、この基準に従って判断することとなります(次頁参照)。

介護のための諸制度を利用する場合は、原則対象家族が要介護状態にあること等を証明する書類の提出が必要です。証明書類は「医師の診断書」等に限定されていませんが、要介護状態にある事実を証明できるものを提出してください。

<常時介護を必要とする状態に関する判断基準> ※厚生労働省 Web サイトより

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/otoiawase_jigyousya.html)

以下の【1】または【2】のいずれかに該当する場合であること。

- 【1】介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
- 【2】下記状態(1)~(12)のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目\状態	1 (注1)	2 (注2)	3
(1) 座位保持(10分間一人で座 っていることができる)	自分で可	支えてもらえればできる (注3)	できない
(2) 歩行(立ち止まらず、座り込まずに 5 m程度歩くことができる)	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
(3) 移乗(ベッドと車いす、車い すと便座の間を移るなどの乗 り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
(4) 水分・食事摂取(注4)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
(5) 排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
(6) 衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
(7) 意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
(8) 外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
(9) 物を壊したり衣類を破くこと がある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注5)
(10) 周囲の者が何らかの対応をと らなければならないほどの物 忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
(11) 薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
(12)日常の意思決定(注6)	できる	本人に関する重要な意思決 定はできない(注7)	ほとんどできない

- (注1) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。
- (注2) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。
- (注3)「(1)座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。
- (注4) 「(4) 水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注5) (9) 3の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。
- (注6)「(12)日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注7) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。

<介護休業>

対象家族1人につき通算6か月(非常勤職員は93日)の日数、最大3回まで介護のため勤務を休むことができます。

- ※ 非常勤職員は、休業開始日から93日を経過する日から6月を経過する日までに 雇用期間が終了し、契約更新の見込みがない場合は申し出できません。
- ※ 給与の支給はありませんが、介護休業給付金については別途雇用保険より支給されます。

受給にあたっては要件がありますので、厚生労働省の HP 等でご確認ください。

<介護短時間勤務>

対象家族の介護のため、1日の勤務時間を最短4時間まで短縮することができます。(1日の勤務時間が4時間以下の職員を除く)

対象家族1人につき、開始日から3年間で2回まで可能です。

<介護時間>

対象家族の介護のため、連続3年の期間で1日最大2時間の範囲内で介護のため勤務を休むことができます。(1日の勤務時間が6時間以下の職員を除く)

勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分単位で取得できます。

<早出遅出勤務>

対象家族の介護のため、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することができます。

休憩時間を45分に短縮し、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することもできます。

〈超過勤務の免除〉

対象家族の介護のため、職員が申し出た場合、超過勤務が免除されます。

<深夜業務の免除>

対象家族の介護のため、職員が申し出た場合、深夜業務が免除されます。

<介護休暇>

対象家族の介護のため必要な場合、年10日(対象家族が2人以上の場合は20日) まで取得できます。

【注意】

※ これらの育児及び介護の諸制度については、事前の申請等が必要となります。 また、必要となる条件を満たしていない場合や労働契約の内容等によっては利用でき ないものもあります。

利用するにあたって不明な点は必ず事前に各校担当窓口までご確認ください。



○マタニティマークについて

妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、 妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進する ものです。



○ヘルプマークについて

外見からは配慮を必要としていることが分かりにくい方の意思表示を支援するためのものです。

各自治体で導入しており、札幌市・旭川市・ 釧路市・函館市・岩見沢市のいずれも導入して います。 北海道教育大学の男女共同参画推進の取り組みについては、 公式ホームページに掲載しています。



https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/effort/gender/

<担当窓口>

札 幌 人事課 TEL 011-778-0648

E-mail s-shokuin@j.hokkyodai.ac.jp

旭 川 総務グループ TEL 0166-59-1206

E-mail asa-somu@j.hokkyodai.ac.jp

釧 路 総務グループ TEL 0154-44-3214

E-mail kus-somu@j.hokkyodai.ac.jp

函 館 総務グループ TEL 0138-44-4204

E-mail hak-somu@j.hokkyodai.ac.jp

岩見沢 総務グループ TEL 0126-32-0433

E-mail iwa-somu@j.hokkyodai.ac.jp